

桑名市いじめ防止基本方針 改定の概要

令和6年3月



いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

桑名市では、平成26年5月に「桑名市いじめ防止基本方針」を策定し、学校・家庭・地域とともに、協力していじめ問題に取り組んできました。

このたび、「三重県いじめ防止基本方針」改定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「桑名市いじめ防止基本方針」を改定しました。



改定の主なポイント

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、と定義されています。

今回の改定では、いじめという言葉を使わない柔軟な対処をおこなった場合でも、発見または情報を得たら原則として、その日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組むこと、児童生徒の命や安全を守ることを最優先にして、必要に応じて警察に相談・通報をおこなう等、適切な援助を求めることが必要であることを記載しています。

桑名市が実施する いじめの防止等に関する施策

いじめの早期発見のための措置として、

- ・定期的に調査等を行います。
- ・個人情報保護をします。
- ・いじめ防止等のための人材確保と資質の向上を図ります。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進します。
- ・いじめ防止等のための啓発を図ります。
- ・相談体制の充実及び周知を図ります。
- ・学校と家庭の連携を図ります。

今回の改定では、以下の内容を追記しました。

- ・定期的な調査等に面談や学習端末等を活用すること
- ・ネットリテラシー（インターネットの情報等を正しく理解し、適切に判断および活用できる能力）を児童生徒が身につける教育を推進すること
- ・児童生徒が悩みや不安をどの教職員にも相談できる体制を整備して、児童生徒にも周知すること
- ・児童生徒が問題に直面した際、保護者や教職員がその兆候を発見して支えられるよう、学校と家庭が連携して、児童生徒の悩みや不安をいち早く把握するように努めること
- ・いじめ防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服すること

学校における いじめの防止等に関する措置

○未然防止

- ・すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活動できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ・いじめに向かわない態度や能力を育成するため、道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、社会性や互いの人格を尊重する態度を育てる。
- ・すべての児童生徒に自己有用感や自己肯定感を獲得させる。
- ・児童生徒が主体的に考え、いじめ防止に向けた取組が進むよう支援する。

○早期発見

- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、アンテナを高く保つとともに、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。
- ・学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。

○措置

- ・教職員がいじめを発見または相談を受けた場合、速やかに学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・学校いじめ対策組織において情報共有をおこなった後、事実関係の確認の上、被害児童生徒を徹底して守り通し、加害児童生徒については、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

今回の改定では、学校が実施する対応について、できる限り対面で速やかに保護者に説明することを追記しました。

重大事態への対処

今回の改定では、県が定めた基本方針に基づき追加記載しました。

- ・重大事態の組織、調査を詳しく示しました。
- ・重大事態報告書及び調査に係る文書の保存期間について詳しく示しました。

参考資料を添付

以下の図を参考資料として添付しました。

- ・重大事態発生時の報告・調査（市町立学校）